

議員提出第1号議案

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年2月13日

提出者

議会運営委員会委員長 中 島 謙 二

(別紙)

議員提出第1号議案

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「10人」を「9人」に、「防災部、地域振興部」を「教育委員会」に改め、同条中第4号を削り、第3号を第4号とし、同条第2号中「文教厚生委員会」を「環境厚生委員会」に、「健康福祉部、病院局及び教育委員会」を「環境生活部、健康福祉部及び病院局」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 防災地域建設委員会 9人

防災部、地域振興部、土木部、企業局、選挙管理委員会及び収用委員会の所管に関する事項

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される議員の任期の初日から施行する。